

## 令和5年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和5年11月24日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場 所

Web会議形式

### 3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長

井上委員、中井委員、大瀧委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、  
酒井委員、水田委員、岡山委員

（11名）

事務局：環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監

環境政策課 青柳課長、田中副課長、高橋班長、鮫島副主幹、  
今川副主査、岩城副主査

傍聴人：3名

### 4 議 題

- (1) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 事業者説明資料
- 資料 2-1 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2-3 市長意見の提出状況 (習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2-4 答申案審議に向けた論点整理 [習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書]
- 参 考 廃棄物焼却施設における主要な人と自然との触れ合い活動の場の項目選定について

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 について

○事務局より資料1-1について説明

質疑なし

○事業者より資料1-2について説明

（委員）

元々クリーンセンターがあって、稼働停止しているところに今回建設するということが、処理方式が焼却方式でストーカ式、流動床式、ガス化溶融方式でシャフト炉式、流動床式と記載されている。この4つのうちから一つを選定するということがか。

（事業者）

そのとおり。

（委員）

敷地面積は余裕がありそうで、煙突の高さ制限がある土地ということで、ストーカ式でよいのかなと考えられる。

もう1点、方法書P. 2-11～12に施設稼働前後のごみ処理体制のフロー図があり、現状の可燃ごみ、おそらく事業系一般廃棄物と思われる。そこから食品資源が分別されていて、123トンが資源化されている。図中にある靴などもそうだが、これらの資源物について、稼働後のフローには記載がない。これは単純に記載がないだけで、今後やらなくなるわけではないか確認したい。

（事業者）

稼働後のフローに記載が漏れているだけである。資源化するフローはそのまま残る。

(委員)

ごみ中継施設及び和名ヶ谷クリーンセンターの処理量は合わせて400トンくらいになるので、新しい施設の処理能力が日量400トン位になるということでしょうか。

(事業者)

そのとおり。

(委員)

方法書P.3-22で、⑫六実三丁目という地点の地下水質でテトラクロロエチレンが超過している。原因は何か。

(事業者)

これは、既存資料調査を整理したもので、事業者が行ったものではないので詳細は不明。

(委員)

令和2年3月に稼働を停止したクリーンセンターは、昭和55年の稼働以来、どのようなものを処理の対象としていたのか。

(事業者)

家庭系の一般廃棄物のみを処理していた。

(委員)

悪臭の調査について、敷地境界では特定悪臭物質を測定するが、周辺地点では測定しないとしている。隣接する柏市では、悪臭防止法の規制を特定悪臭物質で行っており、そういう点では、周辺地点においても特定悪臭物質の測定を行うべきではないか。

(事業者)

柏市の特定悪臭物質の規制について、今後、確認して検討したい。

(委員)

特定悪臭物質の測定について、写真(資料1-2スライド37)を見ると吸収液や吸着剤に直接サンプリングしているようだが、実際には、バッグに6~30秒でサンプリングをして、その後、吸収液や吸着剤で捕集する方が良い。

(事業者)

特定悪臭物質については、物質によって測定方法が異なり、物質に応じて、環境省が出している「特定悪臭物質の測定の方法」に則って調査を行うので、問題ないと考えている。

また、先ほどの質疑に関して、高温でゴミを燃やすので、特定悪臭物質は分解されることから、煙突から特定悪臭物質が出ていくことは想定していない。

(委員)

規制がある以上は、測定する必要があると考える。

(事業者)

柏市の規制状況を確認して、調査の地点数など改めて検討する。

(委員)

資料1-2スライド28の水質について、降雨時に2回調査することになっているが、どの程度の降雨時を想定しているか。

(事業者)

通常降雨、時間雨量5~10mmを想定している。

(委員)

降り始めからの時間によっても異なってくると思うが、それについて検討いただきたい。

(事業者)

降雨時1回当たりの調査については、1回の採水で終わらせることは考えておらず、ピークが拾えるよう1日当たり5回位は行う予定。

(委員)

方法書P. 5-30において、「煙突実体高が煙突の建築予定地における地盤高が近隣よりも約10m低いことを考慮して」と記載されているが、周囲よりもだいぶ窪んだ土地になっているのか、この点について説明いただきたい。

(事業者)

この土地は、谷になっており、周囲よりも10m低くなっている。

以上

## 議題（２）習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１について説明

質疑なし

○事業者より資料２－２について説明

（委員）

論点整理で、準備書の送付までに処理方式が決定している場合には、その経緯を準備書に記載することとあるが、いつ頃決定するのか。

（事業者）

処理方式は今年度末までに決定する。ごみ処理能力については、計画上の減量化の目標数値に基づいて算定しているところだが、数値が確定していないため、処理能力が算定できない。また、プラスチックごみについて、分別手法を検討しているところで、プラスチックの減量化量によって処理能力をさらに減らせることになる。そのため、現時点では決まっていない。

（委員）

補足資料の事業方式の選定とは何か。

（事業者）

現行の施設は、公設公営としているが、現在、公設民営方式（DBO）や民設民営方式（PFI）など民間の活用を検討しており、来年度の早い段階で事業方式を決定したいと考えている。

（委員）

チョウゲンボウの調査は、令和５年３月から令和６年２月まで、月１回の頻度で調査されているが、建物の建て替えは令和９年である。直前の営業状況の調査は実施するのか。

(事業者)

解体工事の期間は、具体的に検討していくが、特に繁殖時期を避けて解体が可能かどうかも含めて工事の計画を立てる。その中で調査の必要も検討していく。

○事務局より資料2-3について説明。

(委員)

大学も含めて比較的高い建物が数百メートルといった範囲内にある。大気汚染物質の最大着地濃度を高さ1.5mで一律評価しているが、先ほどの松戸市の事業では、比較的高い建物が近くにある場合は、高さに応じた予測地点とするとしている。この点について、方法書には記載がないが、指摘する必要はないのか。

(事務局)

論点に含めることを検討する。

(事業者)

周辺となると大学の校舎があるが、それ以外では目立った高い建物はない。周辺には物流関係の倉庫がある。

(委員)

3(1) 全般的事項のイで、バックグラウンドと表現されているが、どういう意図で記載しているのか。

(事務局)

本事業は、リプレイス事業であることから、現行施設が稼働した状態で現況の調査を行うため、現行施設の稼働を含めてバックグラウンドと表現している。

(委員)

バックグラウンドと表現すると施設が動いていない状態と勘違いされる。



(事務局)

バックグラウンドと表現すると何もない状態での調査と見えるため、意図が正確に伝わるよう表現を工夫したい。

(事務局)

最初の質問に対する補足になるが、今回論点に入れたのは降下ばいじんのみの項目であって、建物の高さが影響するのは大気質、排ガスの拡散、悪臭の項目にも関連するので、論点として整理するようにしたい。

以上